

社会福祉法人徳心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳心会(以下「法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長については、報酬及び退職金を別表1-1、別表2のとおり支給する。

(2) 理事長以外の役員等については、業務に応じた報酬を別表1-2のとおり支給する。

2 理事長の退職金については、任期満了か辞任、または死亡により退任した者に支給することができ、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(1) 理事長の退職金は、退職時の報酬月額に在職年数を乗じた額に対し、別表2に基づく支給基準を乗じた額を支給する。ただし、退職金の算定に係る退職時の報酬月額は20万円を上限とし、在職年数については、就任日より20年を上限として、5年未満の在職者には支給しない。

(旅費)

第3条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める「職員出張旅費規程」のとおり旅費を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員給与規程の適用を受ける役員等については、この規程は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 理事長の報酬については、毎月25日に指定の金融機関口座へ振込みとする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人職員給与規程に準じた日とする。

(2) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に指定の金融機関口座へ振込みとする。

2 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、現金で支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和5年7月19日より施行する。

令和4年7月1日から施行の旧規程は廃止する。

別 表

1-1 理事長の報酬

	報酬額
理事長	月 額 400,000円

1-2 理事長以外の役員等の報酬

役員等	報酬額
理事・監事・評議員等が、理事会・監事監査・評議員会等への出席	日 額 7,221円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日 額 7,221円

2 理事長退職金支給基準

在職年数	報酬月額に対する支給基準
5年以上10年未満	1.0
10年以上15年未満	1.3
15年以上20年まで	1.5

*在職年数が、1年未満については切り捨てることとする。